

新潟市立木戸中学校 「いじめの防止等のための基本的な方針」

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、いじめ防止対策推進法及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するために策定した。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 教職員の姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。

II 組織の設置

1 校内設置組織（職員）

(1) 組織名 『学年会（生徒理解・いじめ防止情報交換含む）』

開催数 週1回（時間割の中に1時間設置）

構成 学年主任、学級担任、副主任、（適応教室担当教諭、特別支援担当教諭、養護教諭生徒指導主事）（ ）内は必要に応じて

(2) 組織名 『生徒指導部会（生徒理解・いじめ防止情報交換含む）』

開催数 週1回（月曜日）

構成 生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、適応教室担当教諭、特別支援担当教諭、（校長、教頭）（ ）内は必要に応じて

(3) 組織名 『運営委員会（生徒理解・いじめ防止情報交換含む）』

開催数 週1回

構成 校長、教頭、主幹教諭、学年主任、研究主任、生徒指導主事

(4) 組織名 『職員会議（生徒理解・いじめ防止情報交換含む）』

開催数 月1回

構成 全職員

(5) 組織名 『生徒指導情報交換会（生徒理解・いじめ防止情報交換含む）』

開催数 年1回（4月）

構成 全職員

(6) 組織名 『いじめ対策委員会』

開催数 学校長が緊急性ありと判断した場合、全職員を招集する。

構成 教職員、SCや社会福祉士など心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医等の医師教員・警察官経験者などの地域人材等

- (7) 組織名 『校内いじめ対応ミーティング』
開催数 適宜
構成 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、関係教職員

2 P T A活動

- (1) 組織名 『P T A理事会（いじめ防止情報交換）』
開催数 年3回（4月、7月、2月）
構成 P T A役員、学校職員

3 地域との連携

- (1) 組織名 『木戸中学校区いじめ防止連絡協議会』
開催数 年2回（コミュニティースクール）
構成 木戸中学校職員、牡丹山小学校職員、竹尾小学校職員

Ⅲ 校内での取組

1 いじめに関するアンケートの実施（毎月）

- (1) 朝読書の時間においていじめに関するアンケートを実施する。その後、必要に応じて相談に活用する。

2 教育相談アンケートの実施

- (1) 年2回（5月、11月）
事前に生活全般におけるアンケートを実施し、全校生徒に学級担任が中心となり教育相談を行う。
- (2) 毎日
生活ノートを活用し、1日の反省や感想を通して生徒の心の状態を見るとともに、いじめの防止に努める。

3 生徒会活動

- (1) I B U活動（いじめ防止をめざした活動）
- ・ 日常活動の中で常に「いじめを許さない」意識付けを行う。
 - ・ 生徒会本部が中心となり「IBUいじめ防止運動」の一環として全校でいじめについて考えその後いじめ防止の取組を各学年の対策、各クラスの対策に基づいて行う。
- (2) 行事活動
体育祭、文化祭、合唱コンクール等を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。

4 道徳・学活授業の充実

- (1) グループ活動を通しての話し合い活動や体験活動を通して、望ましい仲間づくりを推進する。

IV いじめへの対処

- 1 いじめを認知したら、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- 2 いじめを受けた生徒に対しては、ていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、生徒に寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- 3 いじめを受けた生徒の保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- 4 いじめを行った生徒に対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- 5 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならずいじめを未然に防いだり止めたりするために一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- 6 いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。
- 7 保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- 8 収集・整理した情報や聴き取りメモ、また生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- 9 いじめの対処の結果、いじめが解消したかどうかについて慎重に判断する。解消とは加害行為が相当期間（3か月を目安）なく、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には一定程度の解消と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

○インターネットを通して行われるいじめについては、実態把握が困難であり、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。そこで以下の対策のもと対応していきたい。

1 学校で行う対策

- (1) 携帯通信機器の校内への持ち込みを禁止する。
- (2) 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と欠点について道徳部、特別活動部、技術家庭科が連携して指導を行う。
- (3) 学級活動の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する授業や講演会を行う。

2 家庭に対するの対策

- (1) 新入生保護者説明会等を利用してインターネットトラブルに関する情報を提供し、その防止に努めてもらう。
- (2) 学年だよりや長期休業前のたよりを通して、家庭での生徒の携帯通信機器やPCの利用については、保護者の責任および監督の下で使用させるようお願いする。
- (3) 生徒がインターネットを通してトラブルを起こした場合や学校生活に支障をきたしている場合は、保護者と連携して指導をしていく。

V 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 1 TALKの原則「心配していることを伝える、自殺願望について尋ねる、気持ちを傾聴する、安全を確保する」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱でチーム対応による長期のケアを行う。
- 2 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会への一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- 3 いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行う。

VI 重大事案発生時の対応について

1 重大事態の対処の基本方針

万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し対処するにあたり、いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

2 重大事態のとらえ方

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより次の状態が認知された場合をいう。

- (1) 生徒がいじめを受けたことにより生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な障害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

3 対応について

- (1) 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応について指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われる場合や生徒の生命、身体に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携して対処する。